



鳥取県公報

令和3年9月24日（金）
第9336号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	物品売払代金の徴収事務の委託（496）（文化政策課）・・・・・・・・・・ 2
	生活保護法による医療機関の指定（497）（福祉監査指導課）・・・・・・・・ 2
	生活保護法による指定介護機関の廃止の届出（498）（〃）・・・・・・・・ 2
	県統計調査の実施（499）（障がい福祉課）・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
	公共測量の実施（2件）（500・501）（県土総務課）・・・・・・・・・・・・ 4
	公共測量の実施に係る作業種類等の変更（502）（〃）・・・・・・・・・・・・ 4
	開発行為に関する工事の完了（503）（西部総合事務所環境建築局）・・・・ 4
	物品売払代金の徴収事務の委託（2件）（504・505）（倉吉農業高等学校）・・・・ 5
◇ 公 告	警備業法に基づく検定の実施（2件）（警察本部生活安全企画課）・・・・ 5
◇ 調達公告	一般競争入札の実施（病院局総務課）・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
	随意契約の相手方の決定（情報政策課）・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
	落札者の決定（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

告 示

鳥取県告示第496号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、第65回鳥取県美術展覧会に係る図録の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年9月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

委託の相手	委託期間
一般財団法人米子市文化財団	令和3年10月9日から同月18日まで
日南町	令和3年10月22日から同月31日まで
倉吉博物館協会	令和3年11月6日から同月23日まで

鳥取県告示第497号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和3年9月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療所

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人社団古川歯科	米子市淀江町佐陀719-19	令和3年7月27日

鳥取県告示第498号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第5項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業及び介護予防事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和3年9月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
123合同会社	西伯郡南部町倭205-7	123合同会社	西伯郡南部町倭205-7	福祉用具貸与	令和3年6月30日

2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
123合同会社	西伯郡南部町倭205-7	123合同会社	西伯郡南部町倭205-7	介護予防福祉用具貸与	令和3年6月30日

鳥取県告示第499号

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和3年9月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調査の名称

行動障がいのある方のサービス利用等実態調査

2 調査の目的

県内の強度行動障がい児及び強度行動障がい者に関して、現状を把握し、今後必要な支援・施策の検討を行うことを目的とする。

3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲

鳥取県全域

(2) 属性的範囲

ア 個人

各市町村における障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第4項に規定する障害支援区分の認定において行動関連項目の合計点数が、10点以上となる者

イ 事業者

以下のいずれかの事業所又は施設を運営するもの

(ア) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項に規定する障害福祉サービスのうち、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練及び共同生活援助の少なくともいずれか一つのサービスを提供する事業所並びに同条第18項に規定する計画相談支援のサービスを提供する事業所

(イ) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援のうち、児童発達支援及び放課後等デイサービス並びに同条第7項に規定する障害児相談支援の少なくともいずれか一つのサービスを提供する事業所並びに同法第41条に規定する児童養護施設及び同法第42条に規定する障害児入所施設

ウ 特別支援学校

県内に設置されているもの

4 報告を求める事項及びその基準となる期日

(1) 報告を求める事項

ア 個人

生活状況、障害福祉サービス、障害児通所支援等のサービス利用状況等

イ 事業者

強度行動障がい支援者養成研修の受講者数、支援に係る要望等

ウ 特別支援学校

強度行動障がい児の支援に係る現況、要望等

(2) その基準となる期日

令和3年9月1日

5 報告を求める者

(1) 3の(2)のアに掲げる者

(2) 3の(2)のイに掲げるもの

(3) 3の(2)のウに掲げるもの

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 個人

県から各市町村経由で報告者に調査票を配布し、同封の返信用封筒により回収する。

(2) 事業者及び特別支援学校

県から郵送で調査票を配布し、同封の返信用封筒により回収する。

7 報告を求める期間

令和3年9月下旬から同年10月31日まで

8 調査票情報の保存期間

10年

9 結果の公表方法

鳥取県のホームページで公表する。

鳥取県告示第500号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和3年9月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業期間 令和3年9月8日から令和4年3月15日まで
- 3 作業地域 鳥取市の一部

鳥取県告示第501号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、国土交通省中国地方整備局中国技術事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和3年9月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（車載写真レーザ測量）
- 2 作業期間 令和3年9月13日から同年12月24日まで
- 3 作業地域 鳥取市、米子市、岩美郡岩美町、八頭郡若桜町、智頭町及び八頭町、東伯郡湯梨浜町、琴浦町及び北栄町並びに西伯郡大山町

鳥取県告示第502号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定に基づき令和3年4月20日付鳥取県公報第9293号により告示した公共測量の実施（令和3年鳥取県告示第224号）について、国土交通省中国地方整備局日野川河川事務所長から次のとおり作業種類及び作業期間を変更する旨の通知があったので告示する。

令和3年9月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類
変更後：公共測量（航空レーザ測量、空中写真測量、2級基準点測量、3級基準点測量及び3級水準測量）
変更前：公共測量（航空レーザ測量及び空中写真測量）
- 2 作業期間
変更後：令和3年4月14日から同年12月24日まで
変更前：令和3年4月14日から同年8月31日まで

鳥取県告示第503号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告

示する。

令和3年9月24日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

- 1 開発許可の年月日及び番号
令和3年9月1日 鳥取県指令第202100136146号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
境港市渡町字平沢
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
境港市清水町603-3
黒田 和徳

鳥取県告示第504号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、鳥取県立倉吉農業高等学校における生産品の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年9月24日

鳥取県立倉吉農業高等学校長 河 本 達 志

- 1 委託の相手
鳥取中央農業協同組合
- 2 委託期間
令和3年8月23日から令和4年3月31日まで

鳥取県告示第505号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、鳥取県立倉吉農業高等学校における生乳又は生産品の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年9月24日

鳥取県立倉吉農業高等学校長 河 本 達 志

- 1 委託の相手
大山乳業農業協同組合
JA全農ミートフーズ株式会社西日本営業本部
倉吉青果株式会社
倉吉花き市場株式会社
鳥取中央農業協同組合
株式会社食のみやこ鳥取
倉吉農業高等学校販売実習実行委員会
- 2 委託期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

公 告

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第4条に規定する検定を次のとおり実施する。

令和3年9月24日

鳥取県公安委員会委員長 勝 部 芳 子

- 1 検定に係る警備業務の種別及び級
施設警備業務 1級

2 実施日時

(1) 学科試験

令和3年11月22日（月）午前9時30分から午前11時まで

(2) 実技試験

令和3年12月21日（火）午前9時30分から午後5時まで

3 実施場所

(1) 学科試験

鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎4階第28会議室

(2) 実技試験

鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部庁舎

4 受検定員

5名

5 検定の内容

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 警備業務対象施設における保安に関すること。

エ 施設警備業務の管理に関すること。

オ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

ア 警備業務対象施設における保安に関すること。

イ 施設警備業務の管理に関すること。

ウ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

6 受検資格

県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであって、次のいずれかに該当する者であること。

(1) 施設警備業務について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の

交付を受けた後、施設警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

(2) 鳥取県公安委員会が前号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

7 検定申請書の受付期間

令和3年10月11日（月）から同月15日（金）までの日の午前8時30分から午後5時15分まで

8 検定申請書の提出先等

次の警察署に提出すること（持参以外の方法による検定申請書の提出は、認めない。）。

なお、検定申請の受付は、先着順とし、受検定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。

(1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署

(2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署

9 検定申請書の提出部数等

検定申請書は1通とし、次に掲げる書類を添付すること。

(1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面

(2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを疎明する書面

(3) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉

(4) 6の(1)に該当する者は、そのことを疎明する書面

- (5) 6の(2)に該当する者は、1級検定受検資格認定書の写し
- 10 検定手数料及び納付方法
- (1) 検定手数料 16,000円
- (2) 納付方法
- (1)に記載する金額を申請場所において納付すること。
- 11 その他
- (1) 実技試験は、学科試験合格者に対してのみ実施する。
- (2) 受検者は、筆記用具を持参すること。
- (3) この検定についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110（代））にすること。

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第4条に規定する検定を次のとおり実施する。

令和3年9月24日

鳥取県公安委員会委員長 勝 部 芳 子

- 1 検定に係る警備業務の種別及び級
- 施設警備業務 2級
- 2 実施日時
- (1) 学科試験
- 令和3年11月22日（月）午前9時30分から午前11時まで
- (2) 実技試験
- 令和3年12月22日（水）午前9時30分から午後5時まで
- 3 実施場所
- (1) 学科試験
- 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎4階第28会議室
- (2) 実技試験
- 鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部庁舎
- 4 受検定員
- 5名
- 5 検定の内容
- (1) 学科試験
- ア 警備業務に関する基本的な事項
- イ 法令に関すること。
- ウ 警備業務対象施設における保安に関すること。
- エ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- (2) 実技試験
- ア 警備業務対象施設における保安に関すること。
- イ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 6 受検資格
- 県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであること。
- 7 検定申請書の受付期間
- 令和3年10月11日（月）から同月15日（金）までの日の午前8時30分から午後5時15分まで
- 8 検定申請書の提出先等
- 次の警察署に提出すること（持参以外の方法による検定申請書の提出は、認めない。）。
- なお、検定申請の受付は、先着順とし、受検定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。

- (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
 - (2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署
- 9 検定申請書の提出部数等
- 検定申請書は1通とし、次に掲げる書類を添付すること。
- (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面
 - (2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを疎明する書面
 - (3) 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 2葉
- 10 検定手数料及び納付方法
- (1) 検定手数料 16,000円
 - (2) 納付方法
- (1)に記載する金額を申請場所において納付すること。
- 11 その他
- (1) 実技試験は、学科試験合格者に対してのみ実施する。
 - (2) 受検者は、筆記用具を持参すること。
 - (3) この検定についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話0857-23-0110(代))にすること。

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年9月24日

鳥取県営病院事業管理者 広 瀬 龍 一

1 調達内容

- (1) 調達物品の名称及び数量

医療機器 一式

- (2) 調達物品の仕様等

入札説明書による。

- (3) 納入場所

鳥取県立厚生病院(倉吉市東昭和町150)

- (4) 納入期限

令和4年3月31日(木)

- (5) 入札書の記載方法等

入札書に記載する金額は、契約申込金額(課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税の額を含めた金額とし、1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)とし、併せて、内訳に消費税及び地方消費税の額を記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本件調達の公告日から開札日(再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条

第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

- (3) 本件調達公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (4) 平成30年鳥取県告示第519号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が医療・理化学機器類の医療機器に登録されている者であること。
- なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和3年10月5日（火）正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。
- (5) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、保守、点検及び修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。
- (6) 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立厚生病院事務局経営課

4 入札手続等

- (1) 入札の手続に関する問合せ先

〒682-0804 倉吉市東昭和町150

鳥取県立厚生病院事務局経営課

電話 0858-22-8181

電子メール kouseibyouin@pref.tottori.lg.jp

- (2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

- (3) 入札説明書等の交付方法

令和3年9月24日（金）から同年10月25日（月）までの間にインターネットのホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/kouseibyouin/>）から入手すること。ただし、これにより難い者には、郵送により交付し、又は次により直接交付するものとする。

なお、郵送による交付を希望する場合は、250円分の切手を貼り付けた宛先明記の返信用封筒を同封し、交付期間中に(1)の場所へ請求すること。

ア 交付期間及び交付時間

令和3年9月24日（金）から同年10月25日（月）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ

- (4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

- (5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和3年11月4日（木）午後2時。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日午前11時までとする。

イ 場所

倉吉市東昭和町150 鳥取県立厚生病院第3会議室（外来・中央診療棟5階）

5 入札参加者に要求される事項

- (1) 入札者は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に令和3年10月25日（月）午後5時までに郵送又は持参の方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として契約申込金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第12号。以下「財務規程」という。）第69条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第69条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び財務規程、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 入札の参加に係る一切の費用は、入札参加者の負担とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を確実に納入できると判断した入札者であって、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第127条の規定の例により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札したものを落札者とする場合がある。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : medical equipments, 1 Set

- (2) October 25, 2021 5:00 PM : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation
 (3) November 4, 2021 2:00 PM : Time-limit for submission of tenders
 November 4, 2021 11:00 AM : Time-limit for submission of tenders by registered mail
 (4) Contact Point for notice : Property Management Division, Administration Department, Tottori Prefectural KouseiHospital, 150 Higashishowa-machi, Kurayoshi-shi, Tottori 682-0804 Japan
 TEL 0858-22-8181

 随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年9月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|--------------------|---|
| 1 調達件名及び数量 | インターネット接続機器等賃貸借 一式 |
| 2 契約方式 | 随意契約 |
| 3 随意契約の相手方を決定した日 | 令和3年8月26日 |
| 4 契約の相手方の名称及び所在地 | 株式会社鳥取県情報センター
鳥取市寺町50 |
| 5 契約金額 | 158,400,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 随意契約による理由 | 再度の入札に付したが落札者がなかったため。（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号） |
| 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県総務部情報政策課
鳥取市東町一丁目220 |

 一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年9月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|--------------------|----------------------------------|
| 1 調達件名及び数量 | メール添付ファイル等自動無害化サービス 一式 |
| 2 契約方式 | 一般競争入札 |
| 3 落札日 | 令和3年8月18日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | 富士電機株式会社中国支社
広島県広島市中区銀山町14-18 |
| 5 落札金額 | 49,654,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入札公告日 | 令和3年7月2日 |
| 7 落札方式 | 最低価格落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県総務部情報政策課
鳥取市東町一丁目220 |